

あきた未来づくり本部設置要綱

(設置)

第1条 県と市町村の共通課題解決のため、市町村提案を基に、県と市町村が協働で、その地域に適した地域活性化策をオーダーメイドでつくり上げるとともに、それぞれが有するマンパワーや財源、ノウハウ等の行政資源を効果的かつ効率的に活用しながら、集中的な実施を図る「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」（以下「プログラム」という。）を推進するため、あきた未来づくり本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、プログラムの効果的推進のため以下の事項を所掌する。

- (1) プロジェクトチーム及び幹事課の決定に関すること。
- (2) 市町村が提案したプロジェクトの策定に関すること。
- (3) プロジェクトの進行管理に関すること。
- (4) プロジェクトの評価に関すること。

(構成)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、本庁の各部長、出納局長、危機管理監、教育長、警察本部長、関係地域振興局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順位によってその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、本部会議の議長となる。
- 3 地域振興局長は、所管する市町村に係るあきた未来づくり本部設置要綱（以下「要綱」という。）第2条（2）に掲げる事項に関して出席するものとする。
- 4 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(情報公開)

第6条 要綱第2条（2）の規定により、プロジェクトを策定するときは、公開とするものとする。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、秋田県企画振興部地域活力創造課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。